

公益社団法人 伊奈町シルバー人材センター

令和7年度事業計画

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I 基本方針

総務省の統計によると、わが国の令和7年2月1日現在の総人口(概算値)は、前年に比べ57万人減少し、1億2,354万人となりました。一方で、65歳以上の高齢者人口は2万人増加の3,622万人となり、総人口に占める割合は、過去最高の32.3%を記録し、人口の高齢化は確実に進行しています。

わが伊奈町においては、令和7年2月1日現在の総人口は、前年の45,039人から45,009人と30人減少し、65歳以上の高齢化率は、令和3年から24%を維持しているものの、平成27年の21.0%から10年間で3%増加しています。

こうした傾向は、高齢者の働き方に大きな役割を占めるシルバー人材センターにも多大な影響を与えており、会員の入会年齢や平均年齢は、年々上昇を続けています。

また、全国シルバー人材センター事業協会によると、全国のセンターの会員数は、ピークとなった平成21年度末の約79万2千人から毎年減少を続け、令和5年度末は67万7千人となっています。

当センターにおいては、令和3年4月1日に「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、企業等における定年制の延長や再雇用制度の拡大がなされたこともあり、退会者数が入会者数を上回っている状況が続いています。

このため、今後もシルバー人材センターが地域社会のニーズに応えるためには、センターの果たす役割と魅力を発信し、さらなる会員の拡大に取り組んでいく必要があります。

全国シルバー人材センター事業協会では、令和7年度から令和12年度までの6年間において、会員純増10万人超を目指して会員拡大に取り組むことが決議されました。

当センターでは、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)が昨年11月に施行されたことを踏まえ、令和7年度から新たな契約方式に移行することとなります。

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに貢献できるよう、行政をはじめ関係機関等との連携・協力を強め、会員拡大及び退会抑制の施策を進めるほか、会員の高齢化に伴う就業開拓や適正就業、安全就業に取り組んでまいります。

以下、次の事業を展開してまいります。

II 事業実施計画

1. 会員の増強

シルバー事業を円滑かつ安定的に実施するためには、会員の確保が必須であることから、会員の増強活動に積極的に取り組み、入会の促進を図るほか退会の抑制に取り組む。

- (1) 夫婦会員割引制度の推進により、配偶者の入会促進や既存会員の退会抑制を図る。
- (2) 途中入会者に対する年会費割引制度を推進し、入会の促進を図る。
- (3) 「1人一声加入運動」や会員紹介キャンペーンを展開し、シルバーの役員と会員が一丸となって会員の増強に努める。
- (4) 定期的入会説明会（月1回）を開催するほか、臨時の入会説明会を設けるなど新規会員の入会を促進する。
- (5) 女性の加入を促進するため、「女性向け入会説明会」を開催する。
- (6) 就業体験や見学の機会を設け、入会の促進を図る。
- (7) イベントでの普及啓発活動を実施することにより、シルバー事業への理解を深めてもらうとともに、入会の促進につなげる。
- (8) サークル活動等の充実を図り、センターの魅力を高める。
- (9) ホームページや広報紙など、あらゆる媒体を活用し、効果的に入会の促進を図る。
- (10) 入会説明及び入会申込み手続きのオンライン化を推進する。
- (11) センター事業への会員の参画を促すため、ポイント付与制度等の利用促進を図る。
- (12) 会員の高年齢化が進んでいることから、就業状況を分析し、多様で柔軟な就業形態を模索し、高齢会員ができるだけ長く就業できる環境づくりを進める。

2 就業機会の確保・拡大

シルバー事業の基盤を確固としたものにするためには、就業機会の更な

る拡大が必要不可欠であることから、発注者や地域のニーズを的確に捉え、サービスの向上を図ることにより就業機会の確保・拡大につなげる。

- (1) 企業訪問による新規就業先の開拓や既存就業先での他分野への就業拡大を促すとともに、日常生活の中に潜在する就業ニーズの把握に努めることにより、就業機会の拡大を図る。
- (2) 今後も需要が見込まれる「福祉・家事援助サービス事業」については、サービス提供体制の整備を図るとともに、就業開拓を積極的に進める。
- (3) 町及び関係機関と連携を図りながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」における「訪問型サービス」を実施し、支援が必要な方の生活支援を行う。
- (4) 町と連携を図りながら空き家等の適正管理に取り組む。
- (5) 発注者の多様なニーズに対応するため、有料職業紹介事業を行う。
- (6) 新たな契約方法に基づく請負・委任による就業とそれに馴染まない業務については、シルバー派遣事業での受注を図るなど、お客様のニーズに応じた受注体制を構築する。
- (7) 未だ仕事を受注できていない町内事業所に対し、就業開拓員等による受注促進活動を実施するとともに、商工会報などを活用し受注の拡大を図る。
- (8) 就業体験や就業相談の機会を設け、会員の意欲や能力に応じたサービスを提供する。
- (9) 就業意識の向上や基本的マナーの習得など、会員が就業する上で必要な知識や技能を取得するための研修機会を設け、サービスの向上に努める。
- (10) 「お客様満足度調査」を実施しサービスの向上につなげる。

3. 安全・適正就業の推進

安全で適正な就業はシルバー事業の根幹をなすものであり、安全第一・事故ゼロを目指して、定期的な安全点検を行うとともに適正就業を推進する。

また、会員自らが健康の維持・管理に努めるよう、健康診断の受診を奨励する。

- (1) 安全・適正就業委員会の委員による会員就業現場での安全パトロールを毎月実施し、安全就業の徹底を図る。
- (2) 安全講習会や交通安全講習会などを通して、会員の安全意識の向上を図る。また、県シルバー人材センター連合主催の安全就業に係る各種研修会等に積極的に参加し、習得したノウハウは会員へフィードバック

クする。

- (3) 事故情報を共有するとともに、その内容を検証し、対策を講じて事故の再発防止を図る。
- (4) ローテーション就業やワークシェアリングの就業を推進する。
- (5) 就業にあたっては、適正就業ガイドライン及び関係法令を遵守し、適正就業の徹底を図る。
- (6) 健康診断の受診を奨励するとともに、会員の健康意識の向上を図る。
- (7) 会員の就業上の不安や心配、健康等に係る相談について、職員がきめ細かく対応できる体制を整える。
- (8) 令和6年度に策定した「熱中症予防ガイドライン」に基づき、夏季期間中の就業においては、熱中症特別警戒アラートやWBGT値をもとにした予報値を周知し、会員の熱中症予防を図る。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、人が密集する現場においては、適切な感染対策を講じた上で就業する。
- (10) 会員から「安全就業標語」を募集し、優秀作品については広く啓発事業等に活用し、安全就業意識の高揚を図る。

4. 普及啓発活動の推進

シルバー人材センターの基本理念や事業内容等について、町民や事業者理解し利用していただくため、様々な手法で啓発活動を進めていく。

- (1) センターの事業活動を広く周知するため、ホームページの活用とあわせ、町の広報紙や回覧等によるPR等を積極的に行う。
- (2) 広報紙「シルバーいな」を年2回発行するとともに、啓発チラシを作成し公共施設や金融機関等へ配置する。
- (3) 町総合文化祭等のイベントに参加し、広くセンター事業のPRを行うとともに、会員の加入促進を図る。
- (4) 社会奉仕活動や清掃ボランティア活動などの地域貢献活動を通して、センター事業の普及啓発を図る。

5. 地域貢献活動の推進

社会奉仕活動等を通じて地域貢献や高齢者の社会参加の促進を図ることにより、地域に根ざし町民から信頼されるセンターを目指す。

- (1) 伊奈まつりやシルバー人材センター事業普及啓発促進月間にあわせて清掃ボランティア活動を実施することにより、地域貢献活動を推進するとともにセンター事業の普及啓発を図る。
- (2) 町が進める「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の協力事業

者の一員として、認知症や孤立等で支援が必要な方の察知とあわせ、日常生活における異変の早期発見や早期対応に繋がる地域の見守り活動を実施する。

- (3) 上尾警察署の要請に基づき、地域の高齢者に対して交通事故防止のための声掛け活動を行う。

6. 運営体制の充実・強化

持続的、安定的に組織を運営していくためには、運営体制の充実・強化が不可欠であり、町及び関係諸団体と連携を図りながら、運営基盤の確立を図るとともにデジタル化を推進し効率的な組織運営を図る。

- (1) 公益社団法人としての使命や社会的な責任を自覚し、役員及び職員が一体となって、運営体制の充実強化を図るとともに、事務の効率化や経費の節減に努める。
- (2) 会員自らがシルバーの運営に積極的に参画するとともに自主的、主体的な活動を展開できるよう、部会、委員会活動の活性化や地域班活動、職群班活動など会員が自主的に行う活動の支援を行う。
- (3) 会員のデジタル機器の利活用の促進を図るため、会員向けにパソコンやスマートホンの操作説明会を開催するほか、センターと会員間の連携を図るコミュニケーションツールとして、Smile to Smileを活用し、センターにおける事務処理のデジタル化を推進する。
- (4) シルバー事業を円滑に推進するため、町や県シルバー人材センター連合、その他関係機関や団体と連携を深め、シルバー事業の一層の推進を図る。
- (5) 令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）への対応において、引き続き契約方法の見直しについて会員や発注者等への周知と理解の促進を図る。
- (6) 職員の適正配置や資質・能力の向上に意を用いるとともに、会員の「自主・自立」した活動を支援する事務局体制を整備する。